

羽曳野市行財政改革推進本部設置要綱

制 定 平成17年 4月28日

最近改正 令和 5年 4月27日

(設置)

第1条 本市における行財政改革を全庁的な観点から総合的に推進し、次代に希望をつなぐ持続可能な行政運営体制を構築していくため、羽曳野市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、行財政改革方針の決定並びに行財政改革の総合企画、調整及び推進を行う。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもってそれぞれ充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者及び本部長が指名する者をもって充てる。

(職務権限)

第4条 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 本部会議に付すべき議案として、行財政改革に係る具体的取組について検討又は調整をするため、本部に幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は市長公室政策企画室長を、幹事は別表第2に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。

5 具体的な検討事項又は調整事項に応じて必要があるときは、幹事長の指名する幹事をもって、幹事会に適宜部会(以下「部会」という。)を設置することができるものとする。この場合においては、部会の長は、幹事長が指名するものとする。

(招集等の特例)

第 6 条 本部長又は幹事長は、緊急の必要がありそれぞれ本部会議又は幹事会を招集する暇がない場合、感染症の拡大防止のためそれぞれ本部会議又は幹事会を招集することが適当でないとする場合その他やむを得ない理由のある場合は、第 4 条第 1 項又は前条第 4 項の規定にかかわらず、議案の内容を記載した書面(当該内容を記録した電磁的記録を含む。)を委員に回付し、議案についての意見を求め、その結果をもって、本部会議又は幹事会に代えることができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 部会の業務を補佐させるため、部会の下にワーキンググループを設置することができるものとする。

2 前項のワーキンググループのメンバーは、部会の長が、原則として、部会に属する幹事の所属職員又は市長公室政策企画室行政改革課職員(事務取扱兼務者を含む。)の中から指名する。ただし、幹事長の承認を得たときは、この限りでない。

(庶務)

第 8 条 本部の庶務は、市長公室政策企画室行政改革課において行う。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

<p>本部員</p>	<p> 教育長 危機管理部長 市長公室長 市長公室政策企画室長 総務部長 総務部税務長 保健福祉部長 福祉事務所長 保健福祉部保険健康室長 保健福祉部介護予防支援室長 こどもえがお部長 市民人権部長 都市魅力部長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 会計管理者 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長 監査委員事務局長 公平委員会事務局長 固定資産評価審査委員会事務局長 教育監 学校教育部長 生涯学習部長 水道局長 </p>
------------	--

別表第2(第5条関係)

<p>幹事</p>	<p>危機管理部危機管理課長</p> <p>市長公室秘書課長</p> <p>市長公室人事課長</p> <p>市長公室政策企画室政策推進課長</p> <p>総務部総務課長</p> <p>総務部財政課長</p> <p>総務部デジタル推進課長</p> <p>総務部契約検査課長</p> <p>総務部管財用地課長</p> <p>総務部税務課長</p> <p>保健福祉部保健福祉政策課長</p> <p>保健福祉部福祉指導監査課長</p> <p>保健福祉部生活福祉課長</p> <p>保健福祉部障害福祉課長</p> <p>保健福祉部保険健康室保険年金課長</p> <p>保健福祉部保険健康室健康増進課長</p> <p>保健福祉部介護予防支援室高年介護課長</p> <p>保健福祉部介護予防支援室地域包括支援課長</p> <p>こどもえがお部こども政策課長</p> <p>こどもえがお部こども保育課長</p> <p>こどもえがお部こども家庭支援課長</p> <p>市民人権部市民課長</p> <p>市民人権部支所長</p> <p>市民人権部人権推進課長</p> <p>市民人権部市民協働ふれあい課長</p> <p>都市魅力部魅力づくり推進課長</p> <p>都市魅力部経済労働課長</p> <p>都市魅力部環境保全課長</p>
-----------	--

都市魅力部農とみどり推進課長
土木部道路公園課長
土木部維持管理課長
下水道部下水道総務課長
下水道部下水道建設課長
都市開発部都市計画課長
都市開発部建築指導課長
都市開発部建築住宅課長
出納室長
議会事務局長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長
公平委員会事務局長
固定資産評価審査委員会事務局長
学校教育部教育政策課長
学校教育部食育・給食課長
学校教育部学校教育課長
生涯学習部生涯学習課長
生涯学習部次世代育成課長
生涯学習部スポーツ振興課長
生涯学習部文化財・世界遺産室長
水道局総務課長
水道局工務課長